

高卒就職情報 WEB 提供サービスの公開範囲について

1 高卒就職情報 WEB 提供サービスの公開範囲の見直しへの対応（案）

以下の内容により、令和8年度卒業生の就職活動から適用。

- (1) 高卒就職情報提供サービス（以下「高卒 WEB」という。）が生徒にとって企業分析を行うに当たっての重要なツールであることを踏まえ、高校は、職業選択における生徒の主体性を確保する観点から、生徒にのみ高卒 WEB の ID 及びパスワード（以下「ID 等」という。）を付与すること。
- (2) 生徒は、高校から付与された ID 等により家庭等の通信機器を用いて高卒 WEB から求人を選択するに当たり、保護者の助言や理解を得るため、高卒 WEB を保護者と閲覧することができること。
- (3) 生徒は、高校から付与された ID 等を保護者に教えても差し支えないが、保護者以外の第三者に教えてはならないこと。
- (4) 高校は、以下の事項について生徒への指導を徹底すること。
 - ① 高校から付与された ID 等を保護者以外の第三者に教えないこと。
 - ② 高卒 WEB を保護者以外の第三者に閲覧させないこと。
 - ③ 求人者への連絡は、必ず学校を通じて行うこと。
- (5) ハローワークは、保護者の職業理解を促進する観点から、高校からの求めに応じ、高校における面談等の機会を利用して職業情報を提供するなどの取組を通じて、保護者の理解の下で生徒が主体的に応募先を選択できるよう支援に努めること。

2 考え方

- ① 都道府県高等学校就職問題検討会議の検討結果（別紙「1」参照）を踏まえると、42 の都道府県が高卒 WEB の公開を保護者まで認めることに肯定的。
- ② そのうち、29 都道府県は、保護者への公開について学校の裁量により制限を加えることができるようにすべきとの考え方。その主な理由は以下のとおり。
 - ・ トラブル等につながりそうな求人（「不適切な求人」、「悪質な求人」）は、学校の裁量で制限すべき。
 - ・ 保護者が表面的な待遇面などを過度に重視することへの懸念。
 - ・ 学校は生徒や保護者よりも多くの企業情報を入手できる立場にあること。
 - ・ 保護者の過干渉により、生徒の意思が尊重されないおそれ。
 - ・ 保護者が直接企業に接触することによるトラブル増加への懸念。
- ③ 一方、5 都道府県は、保護者への公開について学校の裁量を認めるべきでないとの考え。理由は、高卒 WEB の公開範囲について、学校間、保護者間で差異が

生ずる場合、保護者の理解を得ることが困難と考えられるなど、学校が裁量行使の合理性を十分に説明しきれないことを懸念するもの。

また、保護者への公平な情報提供により、保護者の職業理解が深まり、ひいては生徒の主体的な判断に寄与するとの意見や、家庭の通信機器等により高卒 WEB を閲覧することが可能な現状においては、すでに、生徒を通じて保護者も閲覧できているのが実態との意見もある。

- ④ さらに、高卒 WEB の一般公開については、民間職業紹介事業者による求人情報へのアクセスが可能となり、その支援を受けることで、生徒への支援の充実や教員の負担軽減等が期待されるとの意見があった一方で、民間職業紹介事業者に係る費用負担や営業目的の連絡の増加、生徒の安易な就職先の選択等について懸念する意見が見られ、結論として、一般公開を支持する都道府県検討会議はなかった。
- ⑤ 以上を踏まえ、1 のとおり、
- ・ 職業選択における生徒の主体性確保の観点から、生徒本人に対して ID 等を付与する一方、
 - ・ 保護者の理解と助言を得られるようにするため、生徒は高卒 WEB を保護者と閲覧できることとする。
 - ・ また、生徒を通じて保護者も閲覧が可能であるとの実態等も踏まえ、学校の裁量は特段認めないこととするが、
 - ・ 求人者への連絡は引き続き学校を通じて行うという原則を徹底するとともに、生徒の職業選択における主体性を伸長させるため、保護者への情報提供等に関するハローワークの取組を積極的に活用いただく方向で、結論付けてはどうか。

1 都道府県高等学校就職問題検討会議における検討結果

選択肢	回答数
① 高校生本人にのみ公開（学校の裁量で制限可）	0
② 高校生本人にのみ公開（学校の裁量なし）	0
③ 高校生本人に加え、保護者まで公開（保護者への公開につき、学校の裁量で制限可）	20
④ 高校生本人に加え、保護者まで公開（学校の裁量なし）	2
⑤ 一般公開	0
⑥ その他（※）	25

※「その他：25」の議論の状況

議論の状況	都道府県数
選択肢③が優勢	9
選択肢④が優勢	3
選択肢③・④が優勢 (保護者までが適当としつつ、裁量に係るコメントがなく③④の区分ができない意見が多数)	8
選択肢①・②が優勢 (高校生までが適当としつつ、裁量に係るコメントがなく①②の区分ができない意見が多数)	1
議論が拮抗	4

2 各都道府県高等学校就職問題検討会議が域内で実施したアンケート結果

令和7年7～8月に各都道府県高等学校就職問題検討会議が、議論の参考のために実施したアンケートにおいて、「保護者まで公開」と回答した者のうち約4割（※）が、保護者への公開についての「学校の裁量なし」を支持。

※「保護者まで公開」と回答した者の内訳

- ・企業関係者：「裁量あり」は61.5%、「裁量なし」は38.5%
- ・学校関係者：「裁量あり」は56.7%、「裁量なし」は43.3%

なお、高卒 WEB の公開範囲について「一般公開」と回答したのは、企業関係者では22.1%、学校関係者では9.1%であった。

3 都道府県高等学校就職問題検討会議における一般公開をめぐる議論

(1) 一般公開を支持する主な意見

- ① ハローワークと高校、民間事業者がしっかり連携して、民間職業紹介事業者の支援を導入することで、生徒への就職支援が充実し、高校の就職担当者への負担軽減にもなる。(経済団体側)
- ② 教員の負担軽減の必要があり、学校によっては民間職業紹介事業者との連携は必須。一方、学校を通じての就職活動が十分機能している場合は業者を間に挟む必要がない。(学校側)

(2) 一般公開を不支持とする主な意見

- ① 中小企業にとって民間職業紹介事業者への費用負担は厳しい。(経済団体側)
- ② ミスマッチ防止になるという裏付けはないため、一般公開は慎重であるべき。(経済団体側)
- ③ アンケート結果からも一般公開を希望する声は学校、企業ともに限定的であり、現時点での対応は時期尚早。(経済団体側)
- ④ 一般公開、民間事業者サービスの活用は安易な就職先の選択、様々な情報を直接生徒が目にすることで、結果的に本人の希望とそぐわないところを選択するおそれ。(学校側)
- ⑤ 民間人材サービスについては、営業の電話が頻繁に入り業務に支障を来す、高額な紹介手数料等中小企業にとって負担が大きい、営利目的の過度な介入を招く、との声が多い。(教育委、労働局等)

4 都道府県高等学校就職問題検討会議における学校の裁量をめぐる議論

(1) 「裁量あり」を支持する主な意見

- ① 保護者への全面公開が望ましくない求人もあること
 - ・ トラブル等につながりそうな求人(「不適切な求人」、「悪質な求人」等)は、学校の裁量で制限すべき。(経済団体側)
- ② 保護者への職業教育・キャリア教育が現段階では十分に行えていないこと
 - ・ 保護者自身の就活当時の価値観に基づいた考え方で生徒の意向を方向付けるおそれ(「大手がよい」「この業種はこういうイメージだからこの業種の方がよい」等)があり、保護者の職業意識形成が重要。(経済団体側)
 - ・ 求人数が膨大で、担当教員ですら目を通しきれない中で、保護者が表面的な待遇面等に目が行くおそれ。(学校側)
- ③ 学校側がより多くの情報を有していること
 - ・ 保護者が全ての企業情報に精通している訳ではなく、学校が状況に応じた適切な情報統制を行うため、裁量が必要。(経済団体側)
 - ・ 進路担当の先生は卒業生等を通じ、生徒や保護者と比べ、より多くの企業情報を入手できる立場にあり、裁量が必要。(経済団体側)

④ 保護者の特性に応じた対応が必要な場合もあること

- ・ 複雑な家庭環境の生徒が一定数いることから、学校による裁量は必要。(経済団体側)
- ・ 保護者の過干渉により、生徒の意思が尊重されないおそれ。(学校側)
- ・ 本人の意志に反した過度な保護者のかかわりが懸念される。(学校側)
- ・ 保護者と生徒の関係(虐待のおそれがある等)によっては、公開範囲を制限すべき。(学校側)

⑤ 保護者が直接企業に接触する懸念があること

- ・ 保護者が直接企業に接触することでトラブルが増加するおそれ。(学校側)

(2) 「裁量なし」を支持する主な意見

① 保護者に共有する求人情報に制限をかけるべきではないこと

- ・ 教員の恣意的な運用や合理性がない運用は避けるべき。(経済団体側)
- ・ 学校の裁量を設けず、保護者へ公平に情報を提供することにより、保護者も含めたキャリア教育が期待でき、主体的に生徒が判断することにつながる。(経済団体側)

② 「裁量」の内容を明確にすべきこと

- ・ 「裁量」や「制限」という文言は、受け止める側によって様々に解釈されるほか、誤解を招くおそれがある。(経済団体側)
- ・ 学校の裁量で制限可とするなら、基準を明確にすべき。(経済団体側)

③ 保護者の公開範囲を制限する理由の説明が困難となること

- ・ 裁量で制限すると、学校間・保護者間で取扱いに差が生じ、生徒・保護者の理解を得ることが難しい。(学校側)
- ・ 学校の裁量により公開しない場合に、その理由を説明する材料がないため、裁量なしで実施するしかないのではないか。(学校側)

④ 保護者まで公開するとしても、生徒の主体性が前提となること

- ・ 職業選択の自由の観点から、公開範囲を制限すべきではない。(学校側)
- ・ 多様な進路の中から、生徒本人が最終判断すべき。(教育委、労働局等)

⑤ 現状、生徒を通じて求人情報が保護者にも伝わっているケースがあること

- ・ 現状、高校生に公開された情報は、生徒を通じて保護者にも伝わっている。(学校側)

高卒求人票の公開時期について

1 公開時期の見直しへの対応（案）

以下の内容により、令和8年度卒業生の就職活動から適用。ただし、(3)③は令和9年度から実施予定。

(1) 高卒求人票の公開時期の前倒しは、生徒による企業研究の時間の確保や企業の人材確保の可能性向上に寄与し、教員や企業の人事担当者の業務に余裕が生ずる効果が期待される一方、生徒の学業や学校生活への支障の発生、採用計画の早期策定が困難な中小企業への不利益、求人票の整理と学校行事等の教職員の業務の重複が懸念。

(2) このため、公開時期の前倒しは行わず、現行の7月1日を維持。

(3) ただし、(1)に記した前倒しを必要とする考え方に対する配慮も必要。このため、国として以下を実施。

- ① 職業意識形成支援事業を利用した1・2年次からの企業研究の取組の支援
- ② 求人企業説明会の実施による企業の人材確保の支援
- ③ 求人票のデジタル化による教職員の負担軽減のための取組

2 考え方

① 都道府県高等学校就職問題検討会議の検討結果（別紙「1」参照）を踏まえると、31の都道府県が高卒求人票の公開時期の前倒しに否定的。

② 公開時期の前倒しに肯定的な都道府県は、8県にとどまる。ただし、令和7年7～8月に各都道府県高等学校就職問題検討会議が実施したアンケートにおける回答によると、企業関係者と学校関係者の3分の1強が前倒しを支持。その主な理由は以下のとおり。

- ・ 生徒の企業研究の時間の確保
- ・ 企業の人材確保の可能性向上
- ・ 教員及び人事担当者の繁忙回避

以上を踏まえ、1のとおり、

- ・ 高卒求人票の公開時期は、現行の7月1日を維持することとした上で、
- ・ 前倒しを必要とする考え方にも配慮するため、国による取組に付言するという方向で、結論付けてはどうか。

1 都道府県高等学校就職問題検討会議における検討結果

選択肢	回答数
① 前倒しが必要	1
② 前倒しの必要はない	22
③ その他 (※)	24

※「その他：24」の議論の状況

議論の状況	都道府県数
選択肢①が優勢	7
選択肢②が優勢	9
議論が拮抗	8

2 各都道府県高等学校就職問題検討会議が域内で実施したアンケート結果

令和7年7～8月に各都道府県高等学校就職問題検討会議が、議論の参考のために実施したアンケート結果において、「前倒しが必要」を「前倒しの必要はない」が上回った。

- ・ 企業関係者：「前倒しが必要」は35.9%、「前倒しの必要はない」は64.1%
- ・ 学校関係者：「前倒しが必要」は36.6%、「前倒しの必要はない」は63.4%

3 都道府県高等学校就職問題検討会議における前倒しをめぐる議論

(1) 前倒しを必要とする主な意見

① 生徒が企業研究の時間を確保するため

- ・ 日程の前倒しにより、企業研究や職場見学の時間を確保でき、企業への理解が深まることで、早期離職の防止、人材確保の可能性向上につながる。(経済団体側)
- ・ 現行のスケジュールでは、学期末試験等の業務による繁忙期と重なり、生徒は選ぶ時間が足りないため、前倒しが必要。4月は、担当教員が人事異動で着任後間もない場合、支障があり、6月以降は、大学の指定校の書類が届き、求人票の受付処理が追い付かず対応が困難なため、5月1日からが妥当。(学校側)
- ・ 昨今は前年度の求人と変更が多く見られ、この状況であれば前倒して欲しい。(学校側)

② 企業の人材確保の可能性が高まるため

- ・ 企業は早期にPRを展開できるメリットがあり、前倒しは必要。(経済団体側)
- ・ 前年度の求人での企業研究は、新規求人や内容変更のある企業が不利になる可能性。(学校側)

③ 教員の事務処理の都合

- ・ 企業見学や校内選考、応募先決定、応募書類発送までの期間が短い。夏休み期間中の閉校日や教職員の休暇の問題もあり、早期の公開が有り難い。(学校側)
- ・ 求人票公開の解禁後、学校での受付処理等により生徒への公開までに数日かかる。(学校側)
- ・ 教員としては、生徒に見せないとしても、早めに当年度の求人を把握したい。(学校側)

(2) 前倒しを不要とする主な意見

① 前倒しによって、企業研究の時間が確保されるか疑問があるため

- ・ 求人票が無い状態でも、業界・企業研究やキャリア形成についての学習は段階的に進めることができ、「就職する企業の研究時間の確保」は前倒しの理由として弱い。(経済団体)
- ・ 部活動や期末試験等の学校行事の予定は変更せずに公開時期だけを前倒ししても、企業研究のための時間を確保できるのか疑問。学校行事の時期の見直しも検討が必要。(学校側)

② 学校のスケジュールの都合

- ・ 期末試験、部活動による各種大会等の学校のスケジュールにより、多忙な時期で前倒しによる対応は先生、生徒にとっても難しい。(学校側)
- ・ 3年生の一学期までの成績でどの企業を受けるかを考えた上で、夏休み期間中に応募前の職場見学を実施する、という流れができています。現行の7月1日公開というのは、学校にとってちょうどよい時期。(学校側)

③ 企業の採用業務の負担を増加させないため

- ・ 公開時期を前倒すと大卒の採用時期と重なるため採用活動が繁忙になる。(経済団体側)
- ・ 中小企業においては、人が足りない中での採用計画の前倒しは業務負担の増加につながるほか、各学校(各地域)の対応の違いから、都度調整の必要性が生じることなども懸念。公開期間が長くなることで、大企業・人気企業との差が更に広がる可能性。(経済団体側)

高卒就職のデジタル化に向けた検討について

1 高卒就職のデジタル化の重要性

新規高等学校卒業者向け求人票（以下単に「求人票」という。）については、現状、ハローワークは、求人企業から申し込まれた求人内容を法令等に照らして確認した後、紙の求人票に押印の上、求人企業に返戻しており、求人企業が高校に求人票を送付する際も、多くの場合、紙の求人票が持参又は郵送されている。

その結果、令和6年11月21日開催の規制改革会議「働き方・人への投資ワーキング・グループ」でも議論されたとおり、就職関係業務に携わる教職員による紙媒体の整理等の業務負担が増大しているとの指摘があるほか、生徒にとっては、膨大な紙媒体から求人を検索するのが困難であるだけでなく、閲覧場所が進路指導室に限定されるなどの問題があり、教職員の負担軽減及び生徒等の求人検索の利便性向上の観点から、高卒求人票の取扱いをはじめとする高卒就職に関する事務のデジタル化を進めることは重要な取組であると考えられる。

2 高卒 WEB の改修

このため、現在、公開された高卒求人情報を進路指導担当教諭や就職を希望している生徒に提供している高卒就職情報 WEB 提供サービス（以下「高卒 WEB」という。）に指定校求人も追加する等、高卒就職関係業務の一層のデジタル化を進められるよう、改修を検討してまいりたい。

（1）基本的な考え方

- ① 高卒就職における学校推薦や指定校求人の仕組みは維持しつつ、一人一社制にも複数応募制にも対応したもの（いずれであっても事務に支障が生じないもの）とすること。
- ② 義務教育を終えてから間がなく社会人経験のない生徒の円滑な適職選択、生徒の主体的な職業選択のための求人情報へのアクセス性向上、教員等による効果的な職業指導、及び教職員や企業の人事担当者の負担軽減に資するものとする。

（2）留意点

- ① 現行システムは、開発から時間が経過しており、改修規模が大きなものとなる見込みであることを踏まえると、どのような改修内容とすべきか精査した上でシステムを構築し直す必要があると考えられる。改修にはある程度の年数を必要とすると考えられるため、次々期の大規模システム更改の時機に合わせる事が適当である。
- ② 改修内容については、厚生労働省の職業紹介システムに搭載することが適切

かどうかや、十分に効果が見込まれるかどうか等を検証したうえでの選定となる。また、リリースは段階的なものとなる可能性がある。

(3) 今後の進め方

(1) に示した基本的な考え方の下、学校と求人企業の双方から広く意見を聞いて精査した上で、高卒 WEB の改修内容を検討する。

意見の収集に当たっては、高等学校就職問題検討会議（以下「全国会議」という。）及び都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「都道府県会議」という。）の場を活用させていただきたい。

[今後の想定スケジュール※]

令和 8 年春頃	全国高等学校長協会（分科会を含む。）及び経済団体に対し、今後、都道府県会議を通じて、高卒 WEB の改修について意見を求める旨を説明
同年夏頃	都道府県会議（臨時）において議論
同年秋頃	都道府県会議の意見を集約して、新システムに実装する機能を精査
令和 9 年 2 月	全国会議において、意見集約の結果と新システムの概要案を報告
令和 14 年頃	リリース

※ リリースが最速で実現する場合のスケジュール。(2) のとおり、リリースの時期は令和 14 年以降となり得るほか、複数年度にわたる逐次改修の可能性もある。

3 当面の対応

今後、厚生労働省において、高卒 WEB の改修に向け必要な検討を進めていくが、教職員の負担軽減は喫緊の課題であることから、当面の対応として、ハローワークから求人企業への求人票の返戻と、求人企業から高校への送付について、令和 9 年度卒業生からの適用を目指し、先行してデジタル化することとしたい。

このデジタル化は求人票の PDF 化により行うこととし、教職員の負担軽減を旨とするほか、簡易な検索方法により、求人検索の改善に寄与するものとなる方向で検討する。